

平成30年度 第67回近畿中学校総合体育大会 気象警報・注意報等発令時の対応について

大阪府実行委員会

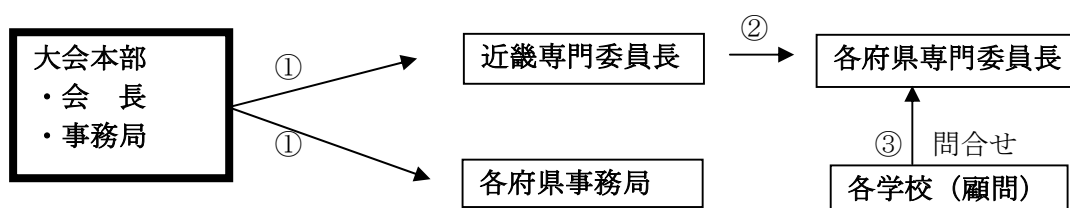
◎ 大会当日の午前6時30分現在で、「競技開催区域」に「特別警報」または「該当する警報（別紙参照）」が発令されている場合、その日の競技を原則順延する。

ただし、警報解除の時刻によっては、出場校選手・競技役員・生徒役員等の大会関係者の会場への移動の安全が確認された場合のみ、競技開始時刻を遅らせて実施することがある。

1. 連絡体制について

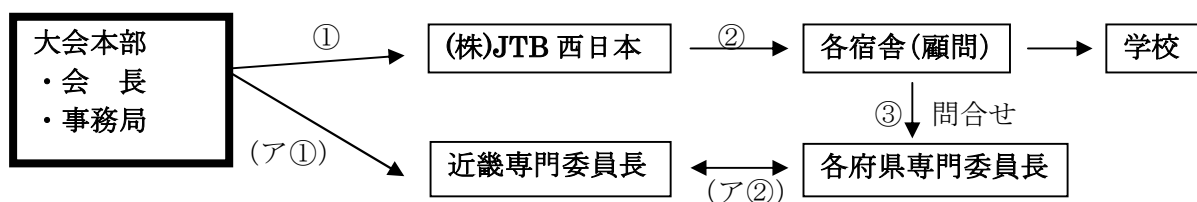
ア 宿泊していない学校

- ① 大会本部から、順延の決定を近畿専門委員長および各府県事務局に連絡する。
- ② 近畿専門委員長は、本部からの決定を各府県専門委員長に連絡する。
- ③ 各学校（顧問）は、順延の決定及びその後の競技日程等の変更について、各府県専門委員長に問合せの上、確認すること。



イ 宿泊している学校

- ① 大会本部から、順延の決定を（株）JTB西日本に連絡する。
 - ② （株）JTB西日本は、斡旋する宿舎へ連絡すること。
 - ③ 各宿舎（顧問）は、その後の競技日程等の変更について、府県専門委員長に問合せの上、確認すること。
- ※本大会の宿泊取扱業者は、（株）JTB西日本とする。

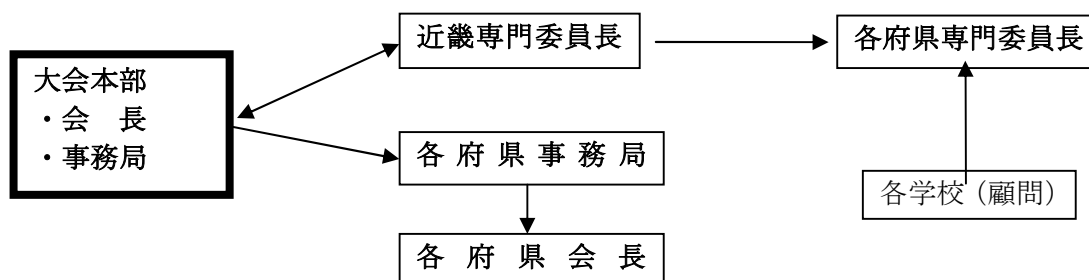


2. 競技運営に係る対応について

近畿専門委員長及び府県専門委員長の協議により決定の上、大会本部に連絡すること。

3. 競技中（設定時間外）の警報発令について

大会本部、近畿専門委員長及び各府県専門委員長の協議により競技の中断を決定する。参加選手・役員の安全確保が困難な状況の場合は、原則として競技を中断すること。



光化学スモッグ・落雷・熱中症等の対応についての確認事項

1 光化学スモッグについて

- (1) 光化学スモッグ注意報 選手の様子を観察し、必要に応じて競技を中断すること。
中断、再開については、大会本部と協議の上決定すること。
- (2) 光化学スモッグ警報 競技を中断し、選手を屋内に入れ、健康観察を実施すること。
再開については、本部と協議の上決定すること。

2 落雷について

落雷の予兆があった場合は、速やかに活動を中断し、危険性がなくなると判断されるまで安全な場所に選手及び関係者を避難させるなど、安全確保を最優先事項に行うこと。

(1) 落雷による事故を未然に防ぐために

- ① 前日及び当日の天気予報、注意情報を確認しておく。
- ② 活動場所と避難場所の位置を確認しておく。
- ③ 大会中における責任者（近畿中体連専門委員長）の配置。

(2) 大会時・練習時における注意事項

大会時・練習時に、少しでも落雷の予兆や危険性がある場合には、迷うことなく中断及び避難の措置を講じること。如何なる場合においても、安全確保が最優先される。

なお、避雷針の有無に関わらず、雷の位置や活動場所に応じて速やかに活動の中断を判断すること。

特に、周囲に何も無い状況下においては、少しでも落雷の予兆があった場合には、速やかに試合や練習を中断し、避難誘導を行うこと。

3 熱中症について

- (1) 前日までに比べ気温が上がった場合等、環境の変化に注意する。
- (2) 活動場所の気温、湿度の変化に注意する。
- (3) こまめな水分補給・休息など、予防対策への注意を喚起する。
- (4) 不調を訴える選手には、早めに運動中止の措置をとること。

4 感染症について

- (1) 飲み物やタオルなどは個人専用とし、共有させないこと。
- (2) 選手の健康監察を徹底すること。感染症の疑い、症状がある場合は、ただちに医療機関に搬送し、医療機関の指示のもとに対応対処する。